

令和2年 第22回
教育委員会臨時会会議録

令和2年8月24日（月）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2550号
令和2年第22回臨時会

日 時 令和2年8月24日（月） 午前10時00分 開会

場 所 教育委員会室（テレビ会議）

「出席者」	教 育 長	浦 田 幹 男
	教育長職務代理人	田 谷 克 裕
	委 員	寺 原 真希子
	委 員	中 村 博

「説明のため出席した事務局職員」	教 育 推 進 部 長	星 川 邦 昭
	学 校 教 育 部 長	湯 川 康 生
	教 育 長 室 長	村 山 正 一
	生涯学習スポーツ振興課長	木 下 典 子
	図書文化財課長	江 村 信 行
	学 務 課 長	佐々木 貴 浩
	教育人事企画課長	瀧 島 啓 司
	教育指導担当課長	篠 崎 玲 子

「書 記」	教 育 総 務 係 長	佐 京 良 江
	教 育 総 務 係	田 邊 真

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 審査請求（令和元年8月30日）に係る決定について（非公開）
- 2 審査請求（令和2年5月25日）に係る決定について（非公開）
- 3 港区奨学資金に関する条例の一部を改正する条例について
- 4 港区立幼稚園教育職員の人事について（非公開）

日程第2 報告事項

- 1 令和3年度予算編成方針及び予算の見積りに係る依命通達について
- 2 港区スポーツセンター競技場2の休止について
- 3 令和3年4月の新入学児童・生徒の学校選択希望制について
- 4 後援名義等の7月使用承認について
- 5 生涯学習スポーツ振興課の7月事業実績について
- 6 生涯学習スポーツ振興課の7月の各事業別利用状況について

- 7 生涯学習スポーツ振興課の9月事業予定について
- 8 図書館・郷土歴史館の9月行事予定について
- 9 図書館の7月分利用実績について
- 10 9月教育人事企画課事業予定について
- 11 みなと科学館の7月利用状況について

「開会」

○教育長 おはようございます。ただいまから令和2年第22回港区教育委員会臨時会を開会したいと思います。

本日は山内委員から所用により欠席とのご連絡を頂いています。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 では早速、日程に入ります。

本日の署名委員は、田谷委員にお願いをいたします。よろしくお願いいたします。

○田谷委員 了解いたしました。

○教育長 運営についてお諮りをいたします。審議事項第1、議案第87号「審査請求（令和元年8月30日）に係る決定について」、審議事項第2、議案88号「審査請求（令和2年5月25日）に係る決定について」、審議事項第4、議案90号「港区立幼稚園教育職員の人事について」は非公開での審議といたします。また、審議事項第3、議案89号「港区奨学資金に関する条例の一部を改正する条例について」は、日程を変更して審議事項4の後に行いたいと思いますが、以上のことについてご異議はございませんか。

(異議なし)

○教育長 よろしいですか。ご異議がないということですので、審議事項第1、審議事項第2、審議事項第4については、港区教育委員会会議規則第13条第2項に基づき非公開とし、審議事項第3については、審議事項第4の後に行いたいと思います。

日程第1 審議事項

- 1 審査請求（令和元年8月30日）に係る決定について（非公開）
- 2 審査請求（令和2年5月25日）に係る決定について（非公開）
- 4 港区立幼稚園教育職員の人事について（非公開）

○教育長 それでは、日程第1、審議事項に入ります。これより非公開の審議に入らせていただきます。

(非公開審議)

- 3 港区奨学資金に関する条例の一部を改正する条例について

○教育長 それでは次に、議案第89号「港区奨学資金に関する条例の一部を改正する条例について」説明をお願いいたします。

○教育長室長 議案第89号、港区奨学資金に関する条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。資料ナンバーは議案資料3と、3-2、3-3となります。初めに資料ナンバー3-3を御覧ください。

審議内容ですけれども、令和2年4月から国や東京都の高等学校、大学等への修学支援制度が拡充されたことを踏まえ、区の実態により即した支援を行うため、港区奨学資金に関する条例の一部を改正するものです。

なお、この見直しの内容につきましては、令和2年7月20日開催の庁議、そして7月28日開催の教育委員会で審議いただき、教育委員会の方では決定を頂いております。

まず1番、改正内容です。まず高等学校等を対象とした奨学資金を廃止します。2番といたしまして、大学等を対象とした給付型奨学資金制度を創設いたします。3番目に、大学等の奨学資金の応募対象を進学予定者から在學生に拡大いたします。4番目、大学等の奨学資金返還者を対象とした新たな免除制度を創設いたします。内容についてはそれぞれ記載のとおりです。

(5) 違約金の利率の変更をこれらの規定に併せて行います。令和2年4月1日の民法改正で法定利率が年3%に引き下げられました。これに伴い、現在、年7.3%の区奨学資金返還金に係る違約金の利率を法改正に合わせて法定利率と変更いたします。

2番、施行日ですが、施行期日を1の(1)から(4)までについては令和3年4月1日付、(5)については公布の日とし、適用期日を(5)については令和2年4月1日にさかのぼって適用することとします。

それでは、資料ナンバー2-2を御覧ください。改正の新旧対照表に基づき改正内容の概略をご説明させていただきます。上段が改正案、下段が現行でございます。

第1条、「目的」を定めた部分でございますけれども、こちらについては給付をつけ加えた以外、目的自体に変更はございません。

それから、第2条、「奨学生の資格」です。第3号のところで、「次のいずれかに該当すること」ということで、高等学校の部分について、下段、現行の3のイを省略し、削除をしています。

また2ページを御覧ください。第3号のロ「大学等に在学している学生等であること」ということで、現行規定では進学予定者のみの規定だった部分について、大学の在學生についても対象とすることで、ここに規定を盛り込みます。

続いて第3条、「奨学金の貸付額及び貸付期間」です。ここについては、現行の1号から2号が高等学校の部分ですけれども、こちらは削除し、番号を繰り上げております。

それから、3ページの第3条の第3項、ここで従来、現行下段では第4項で入学しようとする資金について高等学校部分の記載がございましたけれども、こちらを削除し、大学のみ30万円に区切ったものを、項番を上げて第3項として規定をしています。

続きまして、3ページの下段の第3条の2、これは高等学校を対象とした入学祝金ですが、今回廃止をするため、削除をしています。代わって、改正後の上段になりますけれども、同じ3条の2の中で奨学金の給付額及び給付期間を定めています。

なお、給付額につきましては、別表といたしまして、後ろから2枚目が月々の給付金額、大学の種別、学校の種別ですとか、国公立、それから自宅、自宅外に応じて月額の金額を定めています。また、別表第2が入学資金の金額を同じように定めたものとなっています。

4ページの第3条の2第3項ですけれども、給付期間については「在学する確認大学等の正規の修業年限を満了するために必要な期間中とする」ということで、基本4年制大学については4年間、医学部等の6年制大学については6年間といたします。ここで「確認大学」という表記を使っていますが、国の法律、大学等における修学の支援に関する法律が給付を定めていますけれども、給付を受けるに当たっては、奨学生本人以外に大学についても、その財政状況ですとか教授の要件等の規定があり、文部科学省による確認を受けて認められた大学に在学する学生のみがこの給付の対象となりますので、それに合わせて「確認大学」ということで規定を行いました。

それから、第6条の2、「奨学生の決定の取消し」です。ここでは、奨学生が第2条各号、こちらは奨学生の応募要件です、区内に6月以上生計維持者が在住していることとか、規定の大学等に在学していること等を定めていますけれども、こちらの資格を欠くに至った場合、また1号から次のページの4号、こちらに該当をした場合については、第5条に基づく奨学生の決定を取り消すことといたしました。

ただ、ここで第6条の2の1行目で「(第二号及び第五号を除く。)」としていますけれども、第2号については経済的理由により就学が困難であること、第5号については成績要件ですけれども、成績要件については第4号で「著しく不良となったと認められるとき」ということで、第2条で定めている資格要件部分よりも若干厳しい内容となるので、こちらを外して第4号で取消しの判断をすることとなります。

第2条の第2号、経済的な要件につきましては、5ページの第7条「奨学金の停止」で規定をしております。「区長は、奨学生が第2条第2号の資格要件を欠くに至った場合は、貸付又は給付を停止することができる」といたしました。これは、在学中にその保護者の所得が所得要件を上回った場合、給付、貸付けを停止することとなりますけれども、また何らかの事情で年収が低下をし、該当することも想定されますので、その期間中停止ということ、取消しでなく停止の規定にいたしました。なお、従来は、この取消し規定はございませんで、全て停止という規定になっていました。

それから第8条、「奨学金の返還」ですが、これの変更点として第3項で給付奨学生について決めました。先程見ていただきました第6条の2の規定で奨学生としての決定を取り消した場合については、既に給付した奨学金の全部又は一部の返還を命ずることができることとしております。

それから6ページ、第9条の第2項、これは新たに新設した部分ですけれども、奨学金の返還免除に関する規定です。区規則で定める資格、医療・福祉関係の資格を取得して、区内の事務所、事業所で5年間以上その業務に従事した場合、または区内の中小企業の事業所に5年間勤務した場合、なおかつ奨学金の返還を怠っていない場合については、それ以降の返還を免除できる規定をこちらに設けています。

それから第10条「奨学金の利息等」。下段の現行のところでは、3行目、「年7.3%」とございますけれども、改正案では第10条の4行目、「法定利率による」という規定に変更しています。

7ページについては、付則で施行期日、経過措置を定めました。経過措置の2番、「この条例による改正後の港区奨学金資金に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に貸し付け、又は給付する奨学金について適用し、同日前に貸し付けた奨学金については、なお従前の例による」とし、この改正によるものについては、原則として適用日以降、令和3年4月1日以降、適用することとしています。現在まだ高校生で貸付中の方がいますので、その方については引き続き3年生が終了するまで貸付できるよう、第3項で経過措置を設けています。

また、第4項で、令和2年度中に来年度に向けての募集を行える経過措置規定を設けました。

5項については、違約金に係る部分の適用を令和2年4月1日にさかのぼるという記載になっています。

私からの説明は以上です。よろしくご審議の程お願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対してご質問、ご意見はございますでしょうか。

○田谷委員 田谷です。過去にこの違約金に該当した人はいるのでしょうか。

○教育長室長 違約金、滞納者は残念ながら何名かいらっしゃいますので、該当する方はいらっしゃいましたけれども、奨学資金として貸付をした原債権を回収することを優先していますので、実際に違約金を徴収したことはこれまでございません。

○田谷委員 了解いたしました。分かりました。ありがとうございます。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、採決に入りたいと思います。議案第89号について原案どおり可決することについてご異議はございませんか。

(異議なし)

○教育長 ありがとうございます。ご異議がないということですので、議案第89号については原案どおり可決することに決定をいたしました。

日程第2 報告事項

1 令和3年度予算編成方針及び予算の見積りに係る依命通達について

○教育長 次に、日程第2、報告事項に入ります。「令和3年度予算編成方針及び予算の見積りに係る依命通達について」説明をお願いいたします。

○教育長室長 では、報告資料ナンバー1に基づきまして、令和3年度予算編成方針及び予算の見積りに係る依命通達について報告させていただきます。資料ナンバー1を御覧ください。令和3年の予算編成については、令和2年7月20日付で予算編成方針が区長決定をされ、令和2年4月21日付で両副区長名で令和3年度予算の見積りに関する依命通達がございました。

来年度の予算編成では、「区民とともに明るい未来を築き上げる予算」ということで、今、策定中の基本計画とともに、教育委員会としては、教育行政に係る五つの現在策定している個別計画に基づいて確実に事業計画が実施できるよう予算編成を行っていきたいと思っております。

では、編成方針の内容ですけれども、1枚おめくりいただきまして、7月20日付区長決定の資料を御覧ください。来年度の予算については、「区民とともに明るい未来を築き上げる予算」として編成をする方針です。ここでまず「区を取り巻く環境」ということで認識が書かれていますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響、これに伴う経済状況の悪化により、特別区民税の大幅な減収が見込まれ、区はこれまでにない大きな危機に直面していますという認識がまず示されています。

また、区立幼稚園、小中学校の臨時休校、区有施設の利用休止など、この間の影響について述べた後、これに対し区は、こうした区財政の厳しい状況が続く見込みの中ではありますけれども、最後の段落のところですが、基金、国庫や都支出金の積極的な活用による財源確保、業務効率化の徹底などで区民サービスの水準を維持するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響から区民生活や地域経済を一日も早く回復するため、社会変化を的確に捉え、迅速かつ積極的、戦略的な政策の立案、実施が必要ですよということがうたわれました。

Ⅱ番として「財政の見通しと取組の方向性」です。人口については、引き続き増加傾向で、令和8年には30万人を超える見通しが示されました。また、歳入見通しにつきましても、先程と同じように、特別区民税が新型コロナウイルス感染症の影響で大幅に減少する、その局面がしばらく、複数年続くと予想されています。

一方、歳出面では、人口増加に伴う行政需要の増加、そして、芝浜小学校の整備ですとか赤坂中学校等の改築など、令和3年から向こう2年間で450億円を超える施設整備が予定されています。こうした状況の中でも、新型コロナウイルス感染症の影響から回復する取組や、感染症を契機とした複合災害への備え、行政手続のオンライン化を進めることとしています。

また、区政のトピックスとしては、来年4月に児童相談所が開設されますので、子どもに関わるさまざまな問題に対して切れ目のない一貫した支援を全庁を挙げて取り組んでいくとされました。

また、現在策定を進めています新たな基本計画では、「誰もが住みやすく、地域に愛着と誇りを持てるまち・港区」の実現に向けて、実効性の高い予算編成を行っていくこととしました。

次のページで、「予算編成における基本方針」ということですが、まず1番、積極的・戦略的な事業立案ということで、新型コロナウイルス感染症による社会変化を的確に捉え、区民生活や地域経済を支援する取組について積極的に事業化しますとうたわれています。2番については、あらゆる手法での財源確保、また3番では徹底した経常的経費の削減が基本方針としてうたわれました。

Ⅳ番の「予算編成における重点施策」ですけれども、記載の三つの柱がありますが、まず「新型コロナウイルス感染症がもたらした影響から早期に回復するための取組」として3点。また2番「誰もが健康で暮らしやすい社会を実現する取組」として、(1)では児童虐待防止対策の強化ですとか、全ての子どもたちへの学びの保障など、子どもを安心して生み育てられる環境の整備が重点施策として取り上げられています。また、3番「新たな時代に対応した区民サービスへ転換する取組」では、オンライン環境による学びの充実など、ICTを活用した区民生活の利便性の向上などが述べられています。

最後に3枚目、「令和3年度予算の見積りについて」については、以上の通達を踏まえまして、記書きのところにございますように、職員一人ひとりが前例にとらわれず全ての事業を見直すとともに、徹底的に無駄を排除し、真に必要な額を要求することということです。特に1の(3)では財源確保について強調をされました。

今回の予算編成方針とそれに基づく依命通達について説明をさせていただきました。私からは以上です。

○教育長 ただいまの説明に対してご質問はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

2 港区スポーツセンター競技場2の休止について

○教育長 それでは次に、「港区スポーツセンター競技場2の休止について」説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、港区スポーツセンター競技場2の休止について、教育委員会報告資料ナンバー2に基づき説明いたします。報告内容は、芝浜小学校の施設整備に伴い、港区スポーツセンター競技場2の特定天井工事を実施するため、利用を休止するものです。

項番1、理由は、芝浜小学校の施設整備に当たり、みなとパーク芝浦との一体の建物として建築基準法に適合させるための耐震化工事を実施する必要性が生じたためです。

項番2、競技場2の休止期間は、令和2年11月9日から令和3年3月31日までを予定しています。

項番3、施設利用者への周知についてです。添付資料を御覧ください。スポーツセンター8階の平面図です。左側の色塗りされた4面のコートがバドミントンコートで、競技場2となります。

報告資料にお戻りください。ここで資料の訂正をいたします。1行目に「バトミントン」とありますが、正しくは「バドミントン」となります。訂正させていただきます。

競技場2は港区スポーツセンター8階のバドミントン場として利用しています。

通常、翌年度の利用につきましては、年末に体育協会及び港区スポーツふれあい文化健康財団との間で利用調整を行っています。今回の件につきましても、令和元年年末に、令和2年度中に休止期間があることを前提で調整しています。なお、休止期間中の代替場所はスポーツセンター5階のアリーナ・サブアリーナを活用する予定です。

項番4、告示日は9月7日を予定しております。

項番5、今後のスケジュールです。本日ご報告しました内容を9月4日、区民文教常任委員会へ報告いたします。その後、広報みなと、区ホームページ等で一般の方々へ周知いたします。なお、競技場2の工事終了後は順次、競技場3の卓球場、サブアリーナの工事を予定しております。

説明は以上です。

○教育長 ただいまの説明に対しご質問はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

3 令和3年4月の新入学児童・生徒の学校選択希望制について

○教育長 では次に、「令和3年4月の新入学児童・生徒の学校選択希望制について」説明をお願いいたします。

○学務課長 報告資料ナンバー3を用いまして報告をさせていただきます。令和3年4月の新入学児童・生徒の学校選択希望制についてでございます。

項番2の希望できる学校の範囲でございますが、小学校につきましては、隣接をする通学区域から、中学につきましては港区全域からということになってございます。

項番3の受け入れ可能数でございますが、学校の施設、学校の教室数であったり、色々な状況を鑑みまして、学校と調整をした上、受け入れ可能数を定めさせていただいてございます。

基本的には通学区域の入学予定者の増加が見込まれる場合は受け入れ可能数を今後増やしていくということもございます。

続きまして、次ページ、2ページ目を御覧いただければと思います。抽選の実施についてでございます。基本的には受け入れ可能数を超えた学校について抽選が必要なところについては抽選をさせていただきます。ここは例年と変更はございません。

5番の抽選の優先順位につきましても、兄弟がいる場合であったりとかの条件を満たす場合については優先をさせていただくということで、こちらから変更はございません。

補欠登録及び再選択につきましても、基本的には順番待ちになりますけれども、入学辞退者、私立の方に決まったりして入学辞退者が出た段階で余裕が出た場合は、補欠登録順位が上位の方から繰上げ当選となります。補欠登録につきましては、補欠登録期限内であれば、補欠登録であったり再選択ができるというところで、こちらについても変更はございません。

スケジュールにつきましては、10月9日に希望票を送送させていただきまして、締め切りにつきましては11月の初旬になってございます。応募状況の公表につきましては11月27日にさせていただきますので、その直前にはまた教育委員の皆様にご報告をさせていただきたいと考えてございます。抽選につきましては12月10日、就学通知書の発送につきましては1月8日、補欠登録、繰上げ期限につきましては2月26日までというふうになってございます。

続きまして、参考資料になってございますが、小学校の下段のところを見ていただきますと、現在の小学校1年生につきましては2,492名だったのですが、来年入学する予定の児童につきましては2,765名ということで、273名増加。中学校につきましては1,943名が1,994名ということで、51名増加をしているというところで、地域によっては増減が中学の場合はあつたりしますが、基本的には全体では増えるというような状況になってございます。

コロナの関係で近くの学校に行きたいとか、さまざまな動向の変化等があるかもしれませんけれども、そういったものについては注意深く確認をしていきたいと思っております。

私からの報告は以上でございます。

○教育長 説明は終わりました。ただいまの説明に対しご質問はございますでしょうか。

○田谷委員 令和2年から令和3年で芝浦小学校が倍近く増えているのですが、これは何かあったんですか。芝浦は270から410に。

○学務課長 特に理由という訳ではないんですけども、学齢人口がやはりこの年代について固まって多かったということもあってございます。

○田谷委員 今回の話題とは関係ないかもしれませんが、今後、特に芝浦地区の人口増加が予想されるんですけども、そういう対応というのは今後どういうふうに考えているのでしょうか。

○学務課長 こちら、芝浦小学校につきましては、令和4年4月から、芝浜小学校が開設をする予定になってございまして、その芝浜小学校が開設するまでの間、少し窮屈な思いをすることがあるかと思えますけれども、令和4年4月からは2校に分かれるということで、教室数につきましては充足するというふうに見込んでございます。

○田谷委員 今、芝浜小学校ということが話題に上りましたけれども、これは収容人数はどれぐらいなのでしょう。

○学務課長 こちらにつきましては、4クラスの6学年ということで、24クラス掛けることの35ですので、840名の受け入れが可能になってございます。

○田谷委員 どうもご報告ありがとうございました。

なお、今後のこの人口推計というのですか、先程も令和何年でしたか、人口増加が考えられるというご報告もございましたので、そのところで、小学校、中学校に対する施設の行政的な何か対策というのは今後も十分、課長にはお願いしたいと思えます。よろしくお願いたします。

○学務課長 ありがとうございます。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、この報告は以上とさせていただきます。

- 4 後援名義等の7月使用承認について
- 5 生涯学習スポーツ振興課の7月事業実績について
- 6 生涯学習スポーツ振興課の7月の各事業別利用状況について
- 7 生涯学習スポーツ振興課の9月事業予定について
- 8 図書館・郷土歴史館の9月行事予定について
- 9 図書館の7月分利用実績について
- 10 9月教育人事企画課事業予定について
- 11 みなと科学館の7月利用状況について

○教育長 次に、「後援名義等の7月使用承認について」「生涯学習スポーツ振興課の7月事業実績について」、同じく「7月の各事業別利用状況について」、同じく「9月事業予定について」「図書館・郷土歴史館の9月行事予定について」「図書館の7月分利用実績について」「9月教育人事企画課事業予定について」「みなと科学館の7月利用状況について」、以上8件の定例報告につい

ては配布の資料のとおりでございますが、この報告についてご質問があればお願いをいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、これらの報告事項は以上とさせていただきます。

「閉会」

○教育長 本日予定している案件及び報告事項は全て終了しましたが、委員または説明員の皆さんから、その他何かありますでしょうか。

よろしいですか。

なければ、これをもちまして閉会いたします。お疲れさまでした。

(午前11時20分)

会議録署名人

港区教育委員会教育長 浦田 幹男

港区教育委員会委員 田谷 克裕